

著作権法改正に関する要望事項

(株式会社サンライズー4)

要望の趣旨	著作権を侵害する行為によって作成された物を輸入する行為の一般的違法化
法改正を必要とする理由	<p>インターネットを利用した取引の増加に伴い、国内に所在する購入客が、著作権を侵害する行為によって作成された物（海賊版）を、国外の販売者から直接購入する事例が増えている。こういった事例については、国外の販売者の摘発は難しく、購入客による輸入は頒布目的がないため違法ではないとされることが多く、著作権者は海賊版の国内流入を座視するしかないという状況となっている。</p> <p>購入客は、使用後に海賊版を国内流通（インターネットオークション、中古 DVD 販売店）に乗せることも多く、著作権者に損害を与えている。</p> <p>そもそも、頒布目的がないからといって海賊版の輸入を認めることには合理性が乏しい。</p> <p>なお、刑罰を謙抑するため、頒布目的のない海賊版の輸入行為は、違法ではあるが刑事罰の対象外とする。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 113 条第 1 項第 1 号</p> <p>冒頭の「国内において頒布する目的をもって、」を削除する。</p> <p>あわせて、第 119 条第 1 号に但書を新設し、「第 113 条第 1 項第 1 号の場合において、国内において頒布する目的を有しない場合は、この限りではない」とする。</p>
団体名	

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	海賊版作成のためにマスターとして利用する目的で海賊版を所持することを著作権等を侵害する行為とみなすこと。
法改正を必要とする理由	<p>現行法では、海賊版を頒布の目的で所持する行為については著作権等を侵害する行為とみなすこととされています（113条1項2号後段）。</p> <p>ところで、デジタル情報化された著作物に関しては、複製による品質の劣化がないところから、海賊版自体をマスターとしてさらに海賊版が作成されることが少なくありません。この場合に、当該海賊版自体の頒布を目的としてはいないが、それをマスターとして利用する目的で所持している場合に113条1項2号後段の適用があるか否かは文理上明確ではありません。</p> <p>しかし、現在のようなコンピュータ等の普及したデジタル情報化社会においては、誰でも劣化のない著作物を大量に複製することが極めて容易です。そのため、海賊版であってもマスターとする目的で所持すれば、さらに多量の品質劣化のない複製物が次々生み出され、社会一般に流布される危険性が高いと言わざるを得ません。このようなマスターの所持行為は、個々の海賊版の販売行為に比べて、その具体的かつ継続的な法益侵害の危険性は総体として高いとすら言えると考えます。</p> <p>そこで、海賊版を作成するマスターとして用いる目的で所持する行為についても、113条1項2号の適用があることを文理上も明確にする必要があると考えます。</p> <p>なお、わいせつ物の販売目的所持罪については、マスターとして用いる目的でわいせつ物を所持する行為も同罪に該当するとの裁判例があります（富山地裁平成2年4月13日判決・判例時報1343号160頁、東京地裁平成4年5月12日判決・判例タイムズ800号272頁）。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第113条</p> <p>113条1項2号に以下の文言を追加する。</p> <p>「（著作権等を侵害する行為によって作成された物を）情を知って著作権等の侵害となるべき行為に供する目的をもって所持する行為」</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

要望の趣旨	海賊版作成目的での海賊版の所持の規制
法改正を必要とする理由	<p>デジタル化の進展により、著作物そのものがデジタルコンテンツとして頒布されており、全く品質が劣化することなく複製を行うことが可能となっている。そのため、著作物の海賊版（違法複製によって作成された物）をマスターとして、何らの品質の劣化を伴うことなく、多数の海賊版を更に作成することは非常に容易に可能である。</p> <p>しかしながら、現行の著作権法の下では、海賊版をマスターとして利用する目的で所持している行為を著作権侵害として問うことができるかは、必ずしも明確ではない。</p> <p>そのため、著作権法第113条第1項2号を改正し、海賊版を作成するマスターとして用いる目的で所持する行為についても同規定が適用されることが明確になるように修正する必要があると考える。</p>
改正条項及び内容	<p>第113条</p> <p>第113条第1項2号を「…情を知って頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為」から「…情を知って頒布し、若しくは頒布の目的をもって所持し、又は著作権の侵害となる行為に供する目的をもって所持する行為」へ変更する。</p>
団体名	ビジネス ソフトウェア アライアンス

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	プログラムの著作物の使用に関する見なし侵害規定（113条2項）の要件を緩和すること。
法改正を必要とする理由	<p>現行法では、いわゆるソフトウェアの海賊版等（プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物）の使用については、複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合で、かつ、業務上の使用の場合に限り、制限されることとされています（113条2項）。</p> <p>しかしながら、取得時には、海賊版を購入したとの情を知らなくともその後権利者から指摘を受けて情を知るに至る例（例えば、無許諾でプログラムをインストールして販売するような場合）もあり、このような場合に情を知った後にも、なお使用を継続できるとするのは、取得時に過失が認められるようなときは、無過失の権利者の利益とのバランス上、相当ではありません。他方、このような場合には、使用を停止させたとしても取得者の利益を不当に害することにはならないと考えられます。また、現在は、コンピュータが家庭に急速に普及しつつあり、コンピュータの使用が「業務上」か否か判別することが困難になっています。</p> <p>そこで、①取得時には情を知らなかった場合でも過失が認められるとき、及び②「業務上」以外の使用にも本条項が適用される必要があると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第113条 113条2項について以下の改正を行う。</p> <p>①「業務上」という文言を削除する。 ②「ただし、これらの複製物を使用する権原を取得した時にその情を知らず、かつ、知らないことにつき過失がないときは、この限りでない。」との文言を追加する。</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、一定の場合に、著作権侵害とみなす規定を設けるべきである。
法改正を必要とする理由	<p>いわゆる間接侵害については、損害賠償請求を認容した最高裁判決(平成13年3月2日「ビデオメイツ事件」)があるものの、差止請求の可否をめぐって下級審の判断が分かれており(認容したものとして平成15年2月13日大阪地裁判決「ヒットワン事件」、棄却したものとして平成16年3月11日東京地裁判決「2ちゃんねる小学館事件」)、被害者としては迅速な司法救済を期待することができない状況である。</p> <p>被害の拡大を防ぎ権利の実効性を高めるためには、判例の積み重ねを待つのではなく、著作権の侵害行為を幫助し得る立場にある者の一定の行為を侵害行為とみなす規定を設ける必要がある。</p>
改正条項及び内容	第113条(侵害とみなす行為)の規定の中に、著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を一定の要件の下に侵害とみなす旨を盛り込む。
団体名	社団法人日本音楽著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	技術保護手段回避装置・プログラムの頒布等に対する差止め請求権の創設
法改正を必要とする理由	<p>デジタル化の進展により、著作物そのものがデジタルコンテンツとして頒布されており、全く品質が劣化することなく複製が行うことが可能となっている。しかも、近時のインターネットの普及、P2P技術の発達によって、極めて多数人の間でデジタルコンテンツの複製・頒布が多数繰り返されるという状況が現出している。</p> <p>かかる事態に対処するため、著作権法は著作物に技術的保護手段を講じることを認め、技術的保護手段を回避する行為について一定の制約を課す（第30条第1項第2号）だけでなく、技術的保護手段を回避する装置・プログラムを頒布する行為を刑事罰により処罰するものとしている（第120条の2）。</p> <p>しかしながら、そもそも技術的保護手段を回避する装置・プログラムを頒布する行為を発見した際に全て警察に通報し、警察の捜査を待たなければならないとすると、時宜に応じた対応を取ることができない可能性があり、権利者の利益が図れない可能性がある。そのため、権利者自体に当該行為を差し止める権利を付与することが、権利者の利益に資することになる。</p>
改正条項及び内容	<p>第112条</p> <p>第112条第3項として、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する者に対し、その行為の停止又は予防を請求することができる。」を追加する。</p>
団体名	ビジネス ソフトウェア アライアンス

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>機器又はプログラムの開発によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除出来ない場合に幫助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定出来ず、新規の技術開発を著しく萎縮させる問題が現実が生じている。このような傾向は日本に特有であり、新規の技術開発を保護する規定を定めることが緊急に求められる。</p>
法改正を必要とする理由	<p>現行著作権法においては間接侵害や寄与侵害等に関する規定が存在しないにも関わらず、裁判所や捜査当局が解釈によりこれを事実上容認する運用を行っているため機器又はプログラムの開発者が開発行為によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除出来ない場合に幫助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定出来ず、新規の技術開発を著しく萎縮される問題が現実が生じている。このような傾向は公正使用（フェアユース）規定を明文で定めておらず、裁判所においても公正使用解釈を否定する傾向が顕著な日本に特有の現象であり、それ故に新規の情報通信技術を開発し公衆に提供するIT関連企業がその事業活動自体に過度のリスクを負う危険性が生じている。こうした状態が続けば、日本のIT関連企業は新規の技術開発自体が困難となり国際競争力を失うことを必須であり、新規の技術開発行為を保護する為の規定を緊急に創設すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 112 条（中立的行為の保護） * 新設、現行の第 112 条を第 112 条の 2 に移動</p> <p>著作権、著作者人格権又は著作隣接権（以下この条において「著作権等」という。）を侵害する行為以外の行為に用いられ又は用いられる可能性がある物（プログラムを含む。）又は役務を開発し、生産し、譲渡し、貸与し、又は提供する行為は、当該物又は役務が著作権等を侵害する行為に用いられ又は用いられる可能性があることを知りたる場合とも、著作権等を侵害し若しくは著作権等の侵害を教唆又は幫助しないものとみなす。</p> <p>2 前項の規定は、当該物又は役務を用いて著作権等の侵害を行う意図を有する物に対し、情を知って、当該物又は役務を譲渡し、貸与し、又は提供した場合であって、著作権等を侵害する行為への利用のみを防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合には適用しない。</p>
団体名	HMVジャパン株式会社

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>機器又はプログラムの開発によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除出来ない場合に幫助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定出来ず、新規の技術開発を著しく萎縮させる問題が現実には生じている。このような傾向は日本に特有であり、新規の技術開発を保護する規定を定めることが緊急に求められる。</p>
法改正を必要とする理由	<p>現行著作権法においては間接侵害や寄与侵害等に関する規定が存在しないにも関わらず、裁判所や捜査当局が解釈によりこれを事実上容認する運用を行っているため機器又はプログラムの開発者が開発行為によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除出来ない場合に幫助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定出来ず、新規の技術開発を著しく萎縮させる問題が現実には生じている。このような傾向は公正使用(フェアユース)規定を明文で定めておらず、裁判所においても公正使用的解釈を否定する傾向が顕著な日本に特有の現象であり、それ故に新規の情報通信技術を開発し公衆に提供する IT 関連企業がその事業活動自体に過度のリスクを負う危険性が生じている。こうした状態が続けば、日本の IT 関連企業は新規の技術開発自体が困難となり国際競争力を失うことは必定であり、新規の技術開発行為を保護する為の規定を緊急に創設すべきである。</p> <p>なお、中立的行為を保護する必要性に関しては、本年 8 月 19 日に米国第九巡回区連邦控訴裁判所で下された判決(添付資料 6 参照)においても改めて支持されているところである。</p> <p>【添付資料】</p> <p>資料 6・米国第九巡回区連邦控訴裁判所・2004 年 8 月 19 日判決 http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/E9CE41F2E90CG8D788256EF400822372/\$file/0355894.pdf</p>
改正条項及び内容	<p><u>著作権法第 112 条 (中立的行為の保護)</u> ※新設、現行の第 112 条を第 112 条の 2 に移動</p> <p><u>著作権、著作者人格権又は著作隣接権(以下この条において「著作権等」という。)を侵害する行為以外の行為に用いられ又は用いられる可能性がある物(プログラムを含む。)又は役務を開発し、生産し、譲渡し、貸与し、又は提供する行為は、当該物又は役務が著作権等を侵害する行為に用いられ又は用いられる可能性があることを知りたる場合と雖も、著作権等を侵害し若しくは著作権等の侵害を教唆又は幫助しないものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、当該物又は役務を用いて著作権等の侵害を行う意図を有する者に対し、情を知つて、当該物又は役務を譲渡し、貸与し、又は提供した場合であつて、著作権等を侵害する行為への利用のみを防止する措置を講ずることが技術的に可能なときには適用しない。</u></p>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	コンピュータ機器又はプログラムの開発によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除出来ない場合に、幫助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定出来ず、新規の技術開発を著しく萎縮させる問題が生じている。技術者が安心して技術開発を行うことが出来る環境を整備するための提案である。
法改正を必要とする理由	<p>現行著作権法では間接侵害や寄与侵害等に関する規定がないにもかかわらず、それよりも広範囲での著作権侵害を認める傾向が日本の裁判所に存在し、またそれを前提として捜査機関が動くことがある（ファイルログ訴訟・Winny 開発者の逮捕等）。そのため、新しい技術を開発して公衆に提供しようとする IT 企業やフリーのプログラマ達は、自ら著作権侵害を侵そうと考えていたのではないにもかかわらず、単なるプログラムの開発によって莫大な損害賠償を科せられたり、刑事罰に処せられたりする危険性が生じている。</p> <p>こうした状況が続けば日本における新規技術の開発が困難になり、世界に取り残されることになりかねない。そのため、新規技術の開発を行うことが出来る環境を整備するための明文規定が必要である。</p> <p>アメリカにおいてはベータマックス事件最高裁判決によって中立的な行為は保護されるようになっており、これについては今年の 8 月 19 日にアメリカ第九巡回区控訴裁判所でも改めて支持されている。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第一百十二条（中立的行為の保護）（新設・下線強調部が改正条項） <u>著作権、著作者人格権又は著作隣接権（以下この条において「著作権等」という。）を侵害する行為以外の行為に用いられ又は用いられる可能性がある物（プログラムを含む。）又は役務を開発し、生産し、譲渡し、貸与し、又は提供する行為は、当該物又は役務が著作権等を侵害する行為に用いられ又は用いられる可能性があることを知りたる場合と雖も、著作権等を侵害し若しくは著作権等の侵害を教唆又は幫助しないものとみなす。</u></p> <p>2 前項の規定は、当該物又は役務を用いて著作権等の侵害を行う意図を有する者に対し、情を知つて、当該物又は役務を譲渡し、貸与し、又は提供した場合であつて、著作権等を侵害する行為への利用のみを防止する措置を講ずることが技術的に可能なときには適用しない。</p> <p>（差止請求権）</p> <p>第一百十二条の二 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。</p> <p>2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。</p>
団体名	ロージナ茶会

(115)

(116)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	音楽レコードの還流防止措置に関しては、この導入目的として「日本のレコード産業がアジア諸国で積極的に展開するに当たり彼我間の大幅な価格差による邦楽ライセンスレコードの還流を防止することを目的とする」との説明を受けているが、現行著作権法では、法的に「邦楽レコードのみを限定」する事は不可能であり、いわゆる洋楽レコードの輸入規制に波及する恐れがある。「邦楽のみを限定する」法案への改正を強く希望する。
法改正を必要とする理由	平成15年11月14日、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第6回）において、同委員会の生野秀年（社団法人日本レコード協会常務理事・事務局長）委員が提出した「レコード輸入権と消費者の利益について」という資料には、「欧米等からの洋楽並行輸入レコードの流通は制限しない」と明確に記載されています。しかし、今般可決成立した改正法においては、この権利を行使するか如何は全て著作権者・著作隣接権者に裁量となっており、法文上はいわゆる洋楽レコードの輸入規制も可能であります。もし、国内レコード会社が、いわゆる「洋楽の国内盤」だけを販売し、同商品の輸入盤の販売を禁止しようとするればそれは法的に違法ではないわけです。今般の法改正に関しては、弊社は「洋楽レコードは除外される」という条件付で賛同するという旨を、平成15年10月28日に行われた懇談会に於いて明確にその意志を社団法人日本レコード協会に伝えており、それを履行するとの言質を得ておりました。弊社だけでも年間12万6000種類もの洋楽レコードの輸入を行っており、多くの消費者の支持を得ていることから、消費者の商品を選ぶ権利、選択肢は守られるべきであると考えます。また、この12万6000種類もの輸入レコードを、どのようにして「輸入禁止」か「輸入可」かを見分ける方策は今の段階ではまだ何も確定しておらず、現実には日々輸入業務を行う立場としては、現実的にそれだけの大量の商品を税関で確認する事は物理的に不可能であると考え、また流行商品であるレコードが税関で滞留する懸念もあります。是非とも法文上で本来の趣旨である「邦楽ライセンスレコードの還流防止」のみを規制する法案へ改正して頂き、このような弊害が起きないように法律上、洋楽レコードの輸入が守られるようここに希望いたします。 なお、弊社では国際条約のよる規定は「著作権者」のみを対象とし、「著作物」は対象外であると理解しております。その為、法文上でも「その音を最初に固定した」とすれば、邦楽のみを規制対象にする事が可能であると理解しております。また、弊社の調べによれば、国外で発行される規模の邦楽レコードは、その発売から6ヵ月後には、全売上枚数の90%以上を既に販売済みであるとのデータを取っており、また現行の再販期間も概ね6ヶ月であるという理由から、7年ではなく6ヶ月で充分その目的は果たせると確信しております。
改正条項及び内容	著作権法第 113条 5項 5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は

	<p>他の者に発行させているその音を最初に固定した著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもって輸入する行為又は当該国外頒布用商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもって所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得る事が見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権者を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年六月を超えない範囲内（既に発行されている商業用レコードと同一の原盤を使用して再発行した場合を除く。）において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもって所持する行為については、この限りではない。</p>
<p>団体名</p>	<p>HMVジャパン株式会社</p>

(116)

(117)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	商業用レコード輸入権(百十三条関係)について見直しを求めます。
法改正を必要とする理由	<p>本来この措置そのものを暫定的なものにすべきという議論があったにもかかわらず、それがまったく反映されていません。私たちは、基本的にこの措置の導入に反対ですが、仮に導入する場合でも、日本経団連の意見書にもあるように、時限的な措置であることを明確にすべきです。</p> <p>また、内外無差別の原則から洋楽の輸入盤においてこの措置が利用された場合に、洋盤の値上がりにつながる懸念も払拭されていません。さらに、発売からの期間も7年を超えない範囲というのはあまりに長くて意味がありません。仮に発売からの期限を設けるとしたら、音楽用CDの再販期間で目安になっている半年程度にすべきであると考えます。</p>
改正条項及び内容	著作権法第 条
団体名	全国消費者団体連絡会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>次の場合のレコードを 113 条 5 項の適用対象外とする改正を要望します。</p> <p>ある商業用レコードが、その著作(隣接)権者により国外向けにのみ発行(他人に発行させる場合を含む)されていたが、ある時点からそれと同一の商業用レコードが国内向けにも発行されるに至った場合において、国内向け発行開始前に輸入され、国内向け発行開始時に頒布の目的をもって所持されているレコード</p>
法改正を必要とする理由	<p>113 条 5 項は、今年の改正で新設された国外向けレコードの還流防止措置の条項です。</p> <p>この条項については、改正法施行前に輸入され、施行時に頒布の目的をもって所持されているレコードについては適用除外とされています(付則経過措置 2 条)。</p> <p>しかしながらこの経過措置の適用除外だけでは足りず、上の欄に記載した場合をも適用除外とすべきかと考えます。理由は、今回の法改正により、いわゆる輸入盤販売業者が不安を感じているように思われるからです。すなわち、国内向け版が存在しないレコードを輸入した在庫品であっても、そのレコードの国内向け頒布が開始されると途端に侵害品になってしまうおそれがあるからです。</p> <p>もともと、113 条 5 項中の「……当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、……」、あるいは、付帯決議中の洋楽レコードに関する記述、が適切に運用されれば問題ないのかもしれませんが。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 113 条 6 項を 7 項へ繰り下げ。新たな 6 項を新設して上記を規定。</p>
団体名	<p>日本弁理士会</p>

著作権法改正に関する要望事項

15. 輸入権あるいは還流防止措置創設には慎重であるべきこと

要望の趣旨	<p>音楽 CD の還流防止については立法措置がなされたところではあるが、他の著作物等についての導入の検討は、慎重であるべきである。</p> <p>適法な複製物の輸入を禁止し国内販売価格の維持を認めるようにすることは、消費者利益に大きな影響を与えることは必至である。</p> <p>また、輸入権あるいは還流防止措置の創設はあらゆる著作物関連のビジネスに影響を及ぼすことになることから、その検討には、広く国民を含めた関係者が十分な議論を尽くすことが必要である。</p> <p>さらに、著作物が多くの装置、機器に化体され(例えば、半導体チップにはマイクロプログラムが化体されている)、国際的に流通していることに鑑み、それら装置、機器の越境流通への影響にも配慮すべきである。</p>
法改正を必要とする理由	
改正条項及び内容	
団体名	社団法人電子情報技術産業協会